

「前売券」ご利用方法

県民向けの県内旅行・宿泊代金割引

(ふるさと応援！ひょうごを旅しようキャンペーン)

01 「前売券」とは、「ふるさと応援！ひょうごを旅しようキャンペーン」に先行して、県内の旅行会社・宿泊施設が県民向けに販売する割引券で、キャンペーンが開始された後、発行事業者が販売する旅行・宿泊商品の決済で利用できるものです。

- ▶ 額面 10,000 円（販売価格 5,000 円）／ 額面 2,000 円（販売価格 1,000 円）
- ▶ 取扱店舗・施設：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr16/covid/competition.html>（県 HP）
（各店舗・施設に直接お問い合わせのうえ、令和 3 年 10 月 15 日まで購入してください。）
- ▶ 利用上限：1 人泊あたり額面 10,000 円分まで（最大割引額 5,000 円）
- ▶ ご購入者・ご利用者ともに県内在住の方である必要があります。
購入・利用時に、県内に在住することを証明する書類（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等）を提示し、確認を受けてください。
- ▶ オンライントラベル会社（OTA）での事前決済ではご利用いただけません。

02 各発行事業者の店舗・施設でのみご利用いただけます。

※ 県内どこでも使える共通券ではありません。



03 前売券の額面には既に割引額が含まれているため、今回のキャンペーン割引適用前の価格で販売されている旅行・宿泊商品の決済にご利用いただくことになります。

04 旅行・宿泊のご予約／前売券のご利用は、キャンペーン実施期間中（＝感染状況「ステージⅡ相当以下」と県が判断する期間中）に限りです。

※ 期間内で各店舗・施設が独自の販売・利用期間を設定している場合があります。

- ▶ 令和 3 年 12 月 31 日までに旅行・宿泊のご予約が必要です。
※ ご予約が可能になる日は、改めて公式ホームページ等でお知らせしますので、ご確認ください。
- ▶ 令和 3 年 12 月 31 日（宿泊の場合は令和 4 年 1 月 1 日チェックアウト分）までの旅行・宿泊にご利用いただけます。

<その他、留意事項>

- ▶ 休館・休業・緊急事態宣言・まん延防止措置発令等により利用できない場合があります。その際の前売券の取扱いは、各発行店舗・施設へお問い合わせください。
- ▶ 現金との引換えはできません。
- ▶ 釣り銭は出ません。（額面以下の支払いには利用できません。）
- ▶ 営利目的による転売はいかなる場合でも固くお断りします。
- ▶ 購入した前売券を利用できず有効期限が経過した場合など、被った損害について兵庫県は責任を負いません。